

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 兵庫県
(氏名) A

上記被審人に対する平成17事務年度(判)第5号証券取引法違反審判事件について、証券取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金213万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成18年7月10日(月)

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、兵庫県姫路市飾西38番地1に本店を置き、各種光学機能性フィルムの高精密貼り合せ加工及び販売等を目的とし、その発行する株券が株式会社ジャスダック証券取引所に上場されているフジプレミアム株式会社の役員である。

被審人は、平成17年9月7日、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同月8日から同年10月6日までの間、兵庫県所在のB証券株式会社及びC証券株式会社を介し、東京都

中央区日本橋人形町1丁目14番8号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、D有限会社名義及びE名義で、自己の計算において、フジブレアム株式会社の株券6,100株を、買付価額2,434万3,000円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第1項、第166条第1項第1号、第2項第1号へ、第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

(4,340円×6,100株)

－ (3,850円× 200株+3,880円× 300株+3,890円× 600株
+3,920円× 100株+3,930円× 100株+3,940円× 400株
+3,950円×1,100株+3,960円× 300株+3,970円× 100株
+4,000円× 300株+4,010円× 100株+4,040円× 300株
+4,050円× 400株+4,070円× 100株+4,080円×1,000株
+4,090円× 600株+4,100円× 100株)

= 2,131,000円

平成18年5月9日

金融庁長官 五味廣文